

## 明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

(目的・趣旨)

**第1条** 明治大学（以下「本大学」という。）は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者（以下「特別研究者」という。）の制度を設ける。

(特別研究者)

**第2条** 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

(資格)

**第3条** 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。

2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。ただし、第5条第3項に規定する調整分による特別研究者については、この限りでない。

(研究期間)

**第4条** 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。

2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

3 前項の規定にかかわらず、次条第3項に規定する調整分による特別研究は、回数には含めない。

(割当数)

**第5条** 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。

2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法務研究科においては、4研究科合わせての割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。

3 別表中の調整分については、学長が研究・知財戦略機構及び学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

(申請)

**第6条** 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長又は専門職大学院研究科長（以下「所属長」という。）に所定の申請書を提出する。

(決定)

**第7条** 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、研究・知財戦略機構会

議及び学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

(研究成果の報告)

**第8条** 特別研究者は、研究期間終了後、3か月以内に所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の研究報告書を公表するものとする。

(研究期間終了後の勤務)

**第8条の2** 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

(事務所管)

**第9条** 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

**第10条** この規程を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

### 附 則

1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。

2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。

3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者とみなす。

4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

### 附 則 (昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

### 附 則 (昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

### 附 則 (昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

### 附 則 (1991年規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。  
（割当数に関する経過措置）
- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（通達第678号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（1995年度規程第5号）**  
（施行期日）

- 1 この規程は、1995年（平成7年）7月18日から施行する。  
（研究期間終了後の勤務に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度（平成10年度）以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度（平成7年度）から1997年度（平成9年度）までの特別研究者については、なお従前の例による。  
（割当数に関する経過措置）
- 3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。  
（通達第811号）（注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正）

**附 則（1999年度規程第11号）**  
（施行期日）

- 1 この規程は、1999年（平成11年）10月26日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。  
（通達第1020号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（2004年度規程第16号）**  
（施行期日）

- 1 この規程は、2005年（平成17年）1月19日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。  
（通達第1331号）（注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（2007年度規程第21号）**

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。  
（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

**附 則（2008年度規程第33号）**

（施行期日）

- 1 この規程は、2008年（平成20年）10月2日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1737号）（注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（2009年度規程第7号）**

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

**附 則（2011年度規程第10号）**

（施行期日）

- 1 この規程は、2011年（平成23年）10月20日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取り扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2036号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（2012年度規程第19号）**

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（通達第2114号）（注 総合数理学部の開設に伴う改正）

**附 則（2015年度規程第21号）**

（施行期日）

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2389号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

**附 則（2017年度規程第36号）**

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

（通達第2538号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

**附 則（２０１９年度規程第６号）**

この規程は、２０１９年７月１８日から施行し、改正後の規定は、２０２０年度に特別研究者となる者から適用する。

（通達第２６５０号）（注 調整分による特別研究を回数から除外すること等に伴う改正）

**附 則（２０２０年度規程第１３号）**

（施行期日）

１ この規程は、２０２０年７月２３日から施行する。

（経過措置）

２ この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第２７３７号）（注 別表の割当数の４年ごとの調整等に伴う改正）

別表 学部・研究科の割当数

学部・研究科 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間計
法学部	3	2	3	3	11
商学部	3	3	3	4	13
政治経済学部	3	4	3	3	13
文学部	3	4	4	3	14
理工学部	5	5	5	5	20
農学部	3	2	2	3	10
経営学部	2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部	1	2	2	1	6
国際日本学部	2	1	1	1	5
総合数理学部	1	2	1	1	5
ガバナンス研究科					
グローバル・ビジネス研究科	2	2	2	2	8
会計専門職研究科					
法務研究科					
調整分	2	2	2	2	8
計	30	31	30	30	121

(注) 別表記載の割当数については、おおむね4年ごとに調整する。

## 特別研究者に対する研究費助成に関する基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第4条第1号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

**第2条** 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究第1種

100万円以上120万円までとする。

ただし、①6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、②海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究第2種

70万円以上100万円未満とする。

3. 特別研究第3種

70万円未満とする。

(申請)

**第3条** 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調整)

**第4条** 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決定)

**第5条** 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

**第6条** この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

### 附 則

この基準は、昭和62年6月17日から施行する。

### 附 則

この基準は、2009年(平成21年)7月22日から施行する。(注：海外渡航費の比率を研究費の40パーセントを上限とすることに伴う改正)

### 附 則

この基準は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。(注：海外渡航

費の上限を撤廃することに伴う改正)



## 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

(趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

(研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

- (1) 総合研究
- (2) 共同研究
- (3) 特別研究

(申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

(2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日(実施前年度の所定の期日)までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

(申請の制限)

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

(特別研究の申請基準)

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第1種 申請額 100万円～120万円

海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。

- (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
- (3) 第3種 申請額 70万円未満

(特別研究の募集人員)

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第1種 2～3名程度
- (2) 第2種 1～2名程度
- (3) 第3種 若干名

(特別研究の採否)

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

(特別研究費による海外研究調査出張)

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

(研究成果の提出)

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

第1種 18,000字以上24,000字以内

第2種 14,000字以上19,000字以内

第3種 11,000字以上14,000字以内

(研究費の返還)

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

附 則

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。

2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

附 則

1. この細則は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報第20号)

(注 第5条の「遠隔地への」を削除)

附 則

1. この細則は1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更)

附 則

1. この細則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除)

附 則

1. この細則は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。

(注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外出張に関わる条文を削除)

附 則

(施行期日)

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。

2015 年特別研究費の助成を受ける者から適用する。

(注 研究費返還についての追記)

附 則

(施行期日)

1. この細則は、2017 年 7 月 21 日から施行する。

2018 年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。

(注 各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更, 研究費返還についての追記)